

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年九月二十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和五年九月二 十六日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大正寺千七十七 番二	指定に係る道路の位置
七十三・八七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)